

滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱

滋賀県商工労働部中小企業支援課

滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）によりその施設の配置および運営方法について適正な配慮がなされることを確保することを目的として、本県の大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の届出等に関する必要な事務手続等について定めるものとする。

(事前説明)

第2条 県は、法第5条第1項、法第6条第2項ならびに法附則第5条第1項および同条第3項の規定による届出を行う者に対し、あらかじめ様式1を参考にして大規模小売店舗出店計画概要書（以下「出店計画概要書」という。）を作成し、滋賀県商工労働部中小企業支援課および当該大規模小売店舗の所在地の属する市町（以下単に「市町」という。）に内容を説明することを求めるものとする。

2 県は、設置者に対し、前項の出店計画概要書を滋賀県商工労働部中小企業支援課あて1部および市町あて1部の提出を求めるものとする。

3 県は、設置者に対し、当該大規模小売店舗の敷地境界からおおむね1キロメートルの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれる場合または他の市町的生活環境に影響があると考えられる場合（以下「広域案件」という。）は、当該市町にも内容の説明および第1項の出店計画概要書を当該市町あて各1部の提出を求めるものとする。

4 県は、設置者に対し、別に定める「大規模小売店舗立地法に定める必要書類等作成要領」に基づく法第5条第1項、法第6条第2項、法附則第5条第1項および同条第3項の規定による届出書について、その届出をする前に、県関係機関等との調整のため、届出書案10部の提出を求め、県は県関係機関等にその届出内容の事前照会をするものとする。

5 県が制定した「大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン」における大規模小売店舗の立地に関する事前協議の方針に基づき、設置者が同方針に定める事前届出書等の提出および事前説明会の開催を行う場合については、本条第1項から第4項までの規定は、適用しない。

(届出書の提出部数等)

第3条 県は、設置者に対し、別に定める「大規模小売店舗立地法に定める必要書類等作成要領」に基づき、法第5条第1項、法第6条第2項、法第8条第7項、法第9条第4項、法附則第5条第1項および同条第3項の規定による届出書の正本1部、写し30部の提出を求めるものとする。

2 県は、設置者に対し、前項以外の届出については、届出書の正本1部、写し4部の提出を求めるものとする。

(届出事項の概要等の公告・縦覧)

第4条 県は、法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項、法第9条第5項において準用する場合を含む）、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項および法第9条第3項の規定による公告は、本県の公報に掲載することにより行うものとする。

2 県は、法第8条第3項の規定による公告・縦覧において、提出された意見のうち次の各号に掲げる内容の一部または全部を公告・縦覧の対象としないことができるものとする。

- (1) 個人の氏名、住所、連絡先
- (2) 公序良俗に反する内容

(3) 周辺の地域の生活環境の保持の見地とは関係のない内容

(届出書等の縦覧)

第5条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項、法第9条第5項において準用する場合を含む)、法第8条第3項および法第8条第6項の規定による縦覧は、次に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 滋賀県商工労働部中小企業支援課
- (2) その他県知事が指定する場所

(軽微な変更)

第6条 県は、法施行規則第8条の規定による軽微な変更(以下「軽微変更」という。)の適用を求める者に対し、法第6条第2項の規定による届出に併せて様式2により、その旨申し出を求めるものとする。

- 2 県は、前項の申し出を受けた場合は、様式3により、軽微変更と認めるまたは認めない旨を通知するものとする。
- 3 県は、前項の通知により軽微変更と認めた変更について、法第6条第2項の規定による届出を受けたときは、第1項の申出書および前項の通知書についても法第6条第3項の規定による縦覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第7条 県は、法第7条第1項の規定による説明会を開催する者(以下、「説明会開催者」という。)に対し、以下に掲げる事項を考慮して説明会を開催することを求めるものとする。

- (1) 説明会の開催日時は、地域住民が参加しやすい日時とすること。
 - (2) 説明会の開催場所は、当該大規模小売店舗の近隣とすること。
 - (3) 説明会の開催回数は、原則1回とする。ただし、店舗面積1万平方メートル以上の案件のうち、特段の必要が認められる場合は、立地市町および第2条第3項に規定する広域案件に該当する市町に協議した上で、3回を限度に別途回数を指定するものとする。
 - (4) 公告の方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、折り込みのチラシまたは県が適切と認める方法のいずれかによること。
 - (5) 公告の範囲は、当該大規模小売店舗の敷地境界から1キロメートルの範囲内とする。ただし、店舗面積1万平方メートル以上の案件のうち、特段の必要が認められる場合は、立地市町および第2条第3項に規定する広域案件に該当する市町に協議した上で、当該大規模小売店舗の敷地境界から3キロメートルを限度に別途範囲を指定するものとする。
- 2 県は、説明会開催者に対し、第2条に規定する出店計画概要書を参考に説明会資料を作成し、説明会出席者に配布することを求めるものとする。
 - 3 県は、説明会開催者に対し、前項の規定により作成した説明会資料および説明会開催を公告するチラシ等を、説明会の開催公告を行う日までの1週間前までに2部提出することを求めるものとする。

(説明会を掲示に代える場合)

第8条 県は、法施行規則第11条第2項の規定により説明会を掲示に代える場合、説明会開催者に対し、法第6条第2項の届出と併せて様式4により、その旨の申し出を求めるものとする。

- 2 県は、前項の申し出を受けた場合は、様式5により、掲示による説明を認めるまたは認めない旨を通知するものとする。

3 県は、前項の通知により掲示による説明を認めた場合、説明会開催者に対し、法施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該掲示に係る届出が法第6条第3項の規定による縦覧に供されている間、継続してこれを行うことを求めるものとする。

(説明会を開催できない場合)

第9条 県は、説明会開催者に対し、法施行規則第13条第1項の事由により説明会を開催できない場合は、様式6により、その旨の申し出を求めるものとする。

2 県は、前項の申し出を受けた場合は、様式7により、前項の申出の内容が法施行規則第13条第1項に該当すると認められるまたは認められない旨を通知するものとする。

3 県は、前項の規定により法施行規則第13条第1項に該当すると認めた場合、説明会開催者に対し、法第7条第4項の規定による届出等の要旨を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙または折り込みチラシによる周知を求めるものとする。

(説明会実施状況報告書の提出)

第10条 県は、説明会開催者に対し、説明会開催後、2週間以内に、次に掲げる事項を記載した説明会実施状況報告書の提出を求めるものとする。なお、第8条第2項により掲示による説明を認めた場合はこの限りではない。

- (1) 説明会の開催公告を行った日、方法、範囲
- (2) 説明会を開催した日時および場所
- (3) 説明会に参加した者の人数
- (4) 説明会開催者および説明会に参加した者の陳述の要旨

(広域案件の市町への意見照会)

第11条 県は、第2条第3項に規定する広域案件については、該当する全ての市町へ意見を聴くものとする。

(地域住民等の意見書の提出)

第12条 県は、法第8条第2項の規定による意見書には同項に規定する意見のほか、次に掲げる事項の記載を求めるものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名および住所(法人その他団体にあつては、名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(県の意見)

第13条 県は、法第8条第4項の規定による県の意見について、意見を述べる場合は様式8の例により、また、意見を有しない場合は様式9の例により通知するものとする。

(県の勧告)

第14条 県は、法第9条第1項の規定による勧告については、様式10の例により行うものとする。

(公表)

第15条 県は、法第9条第7項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表に係る勧告を受けた者に対し、期限を定めて書面により県に意見を述べることを通知するものとする。

2 前項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 法第9条第7項の規定による公表がされる予定である旨
- (2) 当該公表の原因となる事実
- (3) 意見を記載した書面を県に提出することができる旨およびその提出期限

(公表の方法)

第16条 県は、法第9条第7項の規定による公表を、本県の公報その他本県が適切と認める方法により行うものとする。

(開店後における実地調査)

第17条 県は、必要に応じ、設置者等に対し、開店後における実地調査を求めることができるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則：この要綱は平成12年6月1日より施行する。

附則：この要綱は平成17年10月18日より施行する。

附則：この要綱は平成18年5月1日より施行する。

附則：この要綱は平成19年7月31日より施行する。

附則：この要綱は平成20年5月1日より施行する。

平成20年4月30日以前に受け付けた届出については、なお従前の例による。

附則：この要綱は平成21年4月1日より施行する。

平成21年3月31日以前に受理した届出については、なお従前の例による。

附則：この要綱は平成25年4月1日より施行する。

附則：この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則：この要綱は令和8年4月1日から施行する。

様式 1 (要綱第 2 条関係)

記載上の留意点

本大規模小売店舗出店計画概要書は、大規模小売店舗の新設案件用に作成していますが、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項および施設の運営方法に関する事項等の変更を行おうとする場合、その内容について現状と変更後の比較ができるように記載してください。

大規模小売店舗出店計画概要書

設置者の概要	名称	所在地		連絡先			
店舗施設の概要	店舗名称	所在地					
	立地場所の概要	敷地面積	m ²	現在の土地利用状況			
		用途地域	周辺隣接地の状況				
	店舗の概要	店舗面積	m ²	構造	開店予定日		
		延床面積	m ²	営業時間	～		
		小売業者名、販売品目					
		併設施設の有無・業態					
	併設施設の面積		m ²				
	建築着工予定年月日		完成予定年月日				
	駐車場の概要	指針計算式による駐車台数	台	出入口の数	ヶ所	駐車場構造	
全体の駐車場台数		台	附置義務				
併設施設用駐車台数		台	駐車場利用時間帯	～			
併設施設用駐車台数		台	発券機の有無	あり ・ なし			
駐輪場の概要	駐輪場台数	台	駐輪場面積	m ²			
	附置義務台数	台	自動二輪専用駐輪場	あり (台) ・ なし			
施設	荷さばき施設の面積	m ²	荷さばき可能時間	～			

平均的な配送台数／日	台／日
荷さばき車両待機場の有無等	あり（ 台）・なし

廃棄物の概要	廃棄物の種類	指針予測量	保管庫容量	再資源化量	リサイクル方法
	紙製廃棄物等	m ³	m ³	m ³	
	金属性廃棄物等	m ³	m ³	m ³	
	ガラス製廃棄物等	m ³	m ³	m ³	
	プラスチック性廃棄物等	m ³	m ³	m ³	
	生ごみ等	m ³	m ³	m ³	
	その他の可燃性廃棄物等	m ³	m ³	m ³	
	合計	m ³	m ³	m ³	
騒音発生源の概要	騒音発生源となる設備の有無			空調室外機	あり ・ なし
				冷凍・冷蔵庫室外機	あり ・ なし
				換気扇	あり ・ なし
				キュービクル	あり ・ なし
				外部スピーカー	あり ・ なし
				その他	あり（ ） ・ なし
道路状況の概要	道路幅員		交通規制		
	歩道の幅員		通学路の有無	あり ・ なし	

そのほか交通予測、騒音予測、防災・防犯、街並みづくり、緑化計画、屋外照明・広告塔照明等への配慮事項等

添付書類 店舗周辺図、建物配置図のほか、進捗状況に応じて、平面図、交通予測、騒音予測に関する資料を添付してください。

様式 2 (要綱第 6 条関係)

軽微変更適用申請書

年 月 日

滋賀県知事

設置者名 (法人にあっては、
名称および代表者の氏名)
住所 (法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条の規定による認定を受けたいので、滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

大規模小売店舗の名称および所在地	店舗名称 : 所在地 :
位置を変更しようとする施設の名称	該当施設 : 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設 参照資料 : 届出書ページまたは図面番号を記載
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないとする理由	

注 1 軽微変更の適用は、施設 (駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設) の位置変更に限定されますのでご注意ください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。

様式 3 (要綱第 6 条関係)

番 年 月 日
年 月 日

設置者 様

滋賀県知事 氏 名

軽微変更の適用認定（不認定）について（通知）

滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
- 2 申請年月日
- 3 軽微変更適用
認定する（認定しない）
- 4 認定（不認定）の理由

様式 4 (要綱第 8 条関係)

掲示説明開催申請書

年 月 日

滋賀県知事

説明会開催者名（法人にあっては、
名称および代表者の氏名）
住所（法人にあっては、
主たる事務所の所在地）

大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の規定による認定を受けたいので、滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

大規模小売店舗の 名称および所在地	店舗名称： 所在地：
変更しようとする事項	変更前： 変更後： 参照資料：必要に応じて届出書ページまたは図面番号を記載
大規模小売店舗の周辺 の地域の生活環境に与 える影響がほとんどな いとする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。

様式 5（要綱第 8 条関係）

番 年 月 日
年 月 日

説明会開催者 様

滋賀県知事 氏 名

掲示説明の認定（不認定）について（通知）

滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
- 2 申請年月日
- 3 掲示説明
認定する（認定しない）
- 4 認定（不認定）の理由

様式 6 (要綱第 9 条関係)

説明会開催不能認定申請書

年 月 日

滋賀県知事

説明会開催者名 (法人にあつては、
名称および代表者の氏名)
住所 (法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗立地法施行規則第 13 条第 1 項に規定する事由により説明会を開催できないので、滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

大規模小売店舗の 名称および所在地	店舗名称： 所在地：
説明会を開催する ことができない理 由	
届出等の内容につ いて周知する方法	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番としてください。

様式 7 (要綱第 9 条関係)

番 年 月 日

説明会開催者 様

滋賀県知事 氏 名

説明会開催不能認定（不認定）について（通知）

滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱第 9 条第 2 項の規定により、説明会開催不能認定につきまして下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
- 2 申請年月日
- 3 説明会開催不能
認定する（認定しない）
- 4 認定（不認定）の理由

様式 8 (要綱第 13 条関係)

番 年 月 日
年 月 日

設置者 様

滋賀県知事 氏 名

大規模小売店舗の届出に係る滋賀県の意見について (通知)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 4 項の規定により、〇〇〇が新設 (変更) しようとする大規模小売店舗につきまして、同法第 8 条第 1 項の規定により市町から聴取した意見および第 2 項の規定により述べられた意見に配慮するとともに指針を勘案しつつ、当該大規模小売店舗の周辺的生活環境の保持の見地から下記のとおり意見を述べることにいたしましたので、対応につきましてご検討の上、当該届出を変更する旨の届出または変更しない旨の通知を行って下さい。

なお、本県が述べた意見が適正に反映されず、当該大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときは、同法第 9 条第 1 項の規定により勧告することがあります。

記

1 大規模小売店舗の名称および所在地

2 意見の内容

なお、大規模小売店舗立地法第 8 条第 9 項の規定により、届出者が同法第 8 条第 7 項の規定による届出または通知を行った日から 2 ヶ月経過した後でなければ今般届出店舗の新設または変更を行うことはできませんので、ご注意ください。

様式 9（要綱第 13 条関係）

番 年 月 日
年 月 日

設置者 様

滋賀県知事 氏 名

大規模小売店舗の届出に係る滋賀県の意見について（通知）

令和 年 月 日に受理しました「（※対象の届出店舗名称）」に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 条第 項の届出につきまして、同法第 8 条第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

記

（※意見なしの旨、審議会による附帯意見があればその旨）

番 年 月 日
号

設置者 様

滋賀県知事 氏 名

大規模小売店舗立地法に基づく勧告について

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 7 項の規定により提出された届出の内容につきましては、先に述べた本県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められますので、同法第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

なお、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、同条第 7 項の規定によりその旨を公表することがあります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
- 2 勧告の理由
- 3 必要な措置の内容
- 4 変更の届出の提出期限
令和 年 月 日

この期限を過ぎて変更の届出がなされない場合は、正当な理由がなく、当該勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定により、その旨を公表することがあります。